

とちぎわんぱく公園 Park-PFI 事業
特定公園施設整備・譲渡契約書（案）

令和 7（2025）年 8 月

栃 木 県

—目 次—

第1条（総則）	1
第2条（秘密保持）	1
第3条（譲渡契約の変更）	1
第4条（準拠法及び裁判管轄）	1
第5条（協議事項等）	1

とちぎわんぱく公園 Park-PFI 事業 特定公園施設整備・譲渡契約書（案）

栃木県（以下「甲」という。）と、代表企業●●●●、構成法人●●●●及び構成法人●●●●から構成される事業者グループ（以下「乙」という。）は、とちぎわんぱく公園において整備する特定公園施設について、次のとおり整備・譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、甲及び乙が令和●●年●●月●●日に締結したとちぎわんぱく公園 Park-PFI 事業基本協定（以下「基本協定」という。）の特定公園施設に関連する条項が本契約の内容をなしていることを確認し、本契約の履行に際し、基本協定を遵守するものとする。
- 2 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約において用いる用語の定義は、基本協定に定められたとおりとする。
- 3 乙は、令和●●年●●月●●日までに、基本協定に基づき全ての特定公園施設の整備を完了し、甲に無償で引渡しを行うものとする。
- 4 甲は、前項の特定公園施設の引き渡しに関し、基本協定第 40 条に規定する完了検査を実施し、乙が整備する特定公園施設が、設置等指針及び公募設置等計画により作成された設計図書（甲及び乙が合意した内容を含む。）に基づき整備されたことに相違ないことを確認した上で、引渡しを受けるものとする。
- 5 第 3 項の整備によって乙が所有することとなった特定公園施設は、前項の甲への引渡しと同時に、その所有権が甲に帰属し、以後、甲が所有する。
- 6 甲及び乙は、協議により、引渡し日を変更することができるものとする。

（秘密保持）

- 第2条 甲及び乙は、本契約に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

（譲渡契約の変更）

- 第3条 本契約の規定は、甲及び乙の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

- 第4条 本契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本契約に関する当事者間に生じた一切の紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議事項等）

- 第5条 特定公園施設の譲渡に関し、本契約に規定のないものは、基本協定、栃木県財務規則（平成 7 年規則第 12 号）その他関係法令（以下「本契約書等」という。）の定めるところによるものと

し、本契約書等に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲及び乙で協議して定めるものとする。

[以下本頁余白]

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
 栃木県知事 福田 富一

乙 ●●●●●
 代表企業
 所在地 ●●●●●
 商号又は名称 ●●●●●
 代表者名 ●●●●●

(グループで応募の場合)
構成企業
所在地 ●●●●●
商号又は名称 ●●●●●
代表者名 ●●●●●